

令和5年度 薩摩中央高校生としての生徒心得・各種規定等

スローガン 「地域に信頼される薩摩中央高生」

1 基本的な心構え

- (1) 基本的な生活習慣がしっかり身に付いている。また、授業・清掃・部活動等に真剣に取り組む。
- (2) 校内外での生活態度をきちんとし、地域社会から信頼される薩摩中央高校生を目指す。
- (3) 課外授業・生徒会活動や部活動に励み、自主性・主体性を養い、自己の能力を更に高める。
- (4) 登下校時の交通安全には十分注意し、公共のマナー・モラルをしっかり守る。

〈五つの基本姿勢〉

あいさつができる	規範意識を高める	服装容儀を整える
自ら進んで掃除ができる	自己管理ができる	

2 達成すべき目標

- (1) 基本的な生活習慣の確立
 - ア 皆勤・精勤を目指す
 - ウ 作業の徹底
 - イ 服装・容儀を整える
 - エ 時間の厳守（授業開始、儀式行事）
- (2) 学習態度の確立
 - ア 授業態度の確立
 - ウ 課題の提出
 - イ チャイムの厳守
 - エ 宅習の習慣化
- (3) 交通安全意識の確立
 - ア 交通規則・安全運転の遵守
 - イ 規定ヘルメットの着用
 - イ バス乗車マナーの確立
 - エ 校内規定の遵守（無許可通学、校外放置）
- (4) 法律等の遵守
 - ア 喫煙・飲酒をしない
 - ウ 無免許運転をしない
 - イ 深夜徘徊・夜間外出・外泊をしない
 - エ 薬物乱用をしない
- (5) 学校の活性化
 - ア 生徒会活動の充実及び活性化
 - イ 部活動の充実及び活性化

欠席等の手続きについて

1 欠席（保護者→担任又は学校）

- (1) 欠席する場合は、8時10分までに、保護者から担任又は学校へ欠席理由を連絡する。
- (2) 長期に及ぶ欠席の場合は、保護者から担任へ相談を行う。
- (3) 無断欠席の場合は、欠席の状況に応じて担任又は生徒指導部で指導を行う。

2 遅刻（生徒→生徒指導係→教頭→教科担任→担任）

- (1) 遅刻の生徒は、遅刻届（入室許可願い）に必要な事項を記入し、生徒指導係・教頭の許可をもらった後、教室へ行き教科担任の許可を受け、次の休み時間に担任へ提出する。
- (2) 5回以上遅刻した場合は、保護者来校の上、担任と生徒指導係で指導する。その後も、5回ごとに指導していく。
- (3) (2)の回数に関わらず、状況により、保護者に来校してもらい個別指導をすることもあり得る。

3 早退

- (1) 病気による早退（生徒→養護教諭→担任）※早退届不要
病気によって早退する生徒は、担任（不在時は副担）に許可を得る前に、養護教諭（不在時は保健部主任）の許可を得る。
- (2) 病気以外の理由による早退（生徒→担任→教頭→保護者→担任）※早退届必要
 - ア 早退する生徒は、まず、担任（不在時は副担）の許可を得る。
 - イ 担任の許可を得た後、早退届に必要事項を記入し、教頭の許可を得る。
 - ウ 帰宅後、早退確認書を保護者に見せ、押印してもらって、翌日担任に提出する。

4 外出（生徒→担任→生徒指導係→教頭）

- (1) やむを得ない理由で外出する生徒は、担任の許可を得た後、外出届に必要事項を記入して教頭の検印をもらい、外出許可証を携帯して外出する。外出先から戻ってきたら、その旨をただちに担任へ報告する。
- (2) 昼食時間の弁当買いの外出は認めない。

服装容儀に関する規定

1 服装容儀指導について

服装容儀については、学校規定を厳守する。

2 服装容儀規定

服装容儀は、常に清潔・質素・端正を旨とし、礼儀と品位を保ち、決して華美に流れた異様な身なりをしてはならない。

1. 制服

- (1) 本校規定のものを着用する。（シャツ出し、腰穿きは厳禁）スカート丈は膝頭がかくれる長さとする。ネクタイ・リボンはシャツの第一ボタンが隠れる高さでしっかり留める。
- (2) スラックス着用の場合は、黒または紺色のベルトを使用し、スカート着用の場合は、ベルトの使用を禁止する。

2. 制靴

靴は指定の運動靴、または黒の革靴で、踵の高くないものとする。（踵 3 cm以内）

3. 靴下

- (1) 指定の校章刺繍入り靴下、又は黒・紺の単色靴下とする。（ワンポイント不可）長さは、踝が通常状態で隠れる丈とする（通常状態：無理に伸ばすなど手を加えない状態）。
- (2) 冬は黒・ベージュのストッキングやタイツを着用しても良い（黒のストッキング・タイツについては、肌が透けないものとする）。
- (3) 就職・進学試験時及び入学式・卒業式時には校章入り靴下を履く。

4. 頭髪

- (1) 常に清潔さを保つようにする。
- (2) 前髪は目にかからない長さとする。
- (3) 部分的に長くしたり短くしたりした特殊な髪型等は、禁止する。

- (4) ムース・リキッド等の香りの強いものは使用しないこと。
- (5) 色もののピン、バレッタ、カチューシャ、シュシュは不可。色付きゴム紐は可。
- (6) パーマ、カール、逆毛、脱色、着色、つけ毛等は禁止する。
- (7) 男子生徒は、原則、横髪は耳にかからないようにし、後ろ髪は襟の中ほどとする。
- (8) 女子生徒は、襟のラインより長い場合は後ろで結うこと。

5. その他

- (1) 登下校の際は、制服を原則とする。(防寒着等は駐輪場又は下足場で取る)
- (2) 校舎内では本校指定のスリッパを使用する。
- (3) 防寒着は単色を原則とし、防寒着の中はジャケットを着用する。
- (4) 肌着は、必ず着用し、華美でないものとする。シャツの襟元から下着が見えないこと。
- (5) ピアス、マニキュア、香水、装飾品(貴金属等)等は、不可。髭を伸ばすことは禁止する。
- (6) 眉は整える程度とし、過度に細くしたり、薄くしたりすることは禁止する。
- (7) 入学式・卒業式時は、ジャケットを着用すること。
- (8) 単車・自転車通学生は、単色で明るい色を基調としたウインドブレイカー等を着用してもよい。
- (9) マフラーは、特に長いものは安全上認めない。校内での着用も認めない。
- (10) 手袋は奇抜なものや派手なものは禁止する。
- (11) 鞆、バッグは学校指定のものを使用する。必ず記名をし、シールや人形などで華美に飾らない。
- (12) やむを得ず規定の服装ができないときは、異装許可を受ける。
- (13) 頭髪で、くせ毛、赤毛等については入学時に届け出る。
- (14) 靴の踵の踏み潰し等見苦しい格好は禁止する。

校内持込禁止物品に関する規定

- 1 危険物(ライター・ナイフ・薬物 等)の持込は厳禁とし、発覚した場合は特別指導の対象となる。
- 2 学習に関係のない物の持込を禁止する。特に、ヘアアイロン等の校内の電力を使用する物やゲーム機の持込については、下記の通り指導する。
- 3 スマートウォッチの持ち込みを禁止する。違反があった場合は、下記の通り指導する。
 - (1) スマートウォッチを持ち込んでいることが確認された場合は、携帯電話所持違反規定と同様の指導を行う。
 - (2) 定期考査時にスマートウォッチを使用したり、身に付けたり、机上に置いたりした場合は、携帯電話等を使用した場合と同様の扱いとする。(不正行為と見なされ、当該期間中の考査は零点となり、特別指導の対象となる。)

携帯電話に関する規定

1 携帯電話所持に関する本校の考え

現在、携帯電話の普及・所持率を見た時、本校でも多数の生徒が所持している。保護者が持たせていること、家庭との緊急連絡、保護者が学校への持込を必要と考えている等、学校への持込は、やむを得ないと考える。従って、マナー指導を行い、適切な携帯電話の利用法を身に付けさせる。

2 携帯電話利用のマナー

- (1) 歩きながらの使用、公共の場所での使用は慎む。また、周りの人に迷惑になるような話し方はしない。
- (2) 公共の交通機関内では、電源を切るかマナーモードに設定して、使用しない。医療機関等使用が制限されている場所では電源を切る。
- (3) いたずら・迷惑メールの発信、出会い系サイトへのアクセスはしない。

3 学校における携帯電話使用禁止の理由

- (1) 学校は、勉強する所であり、学業に関して携帯電話は不必要なものである。
- (2) 家庭からの連絡は、事務室を通して行うものであり、緊急連絡は事務室への電話で用は済む。

4 規定

- (1) 学校への持ち込みを届出制とする。
- (2) 登校したら電源を切り、身に付けない。鞆等に入れる。
- (3) いかなる場合でも校内における使用は認めない。終礼後、敷地外での使用は認めるが、「3 携帯電話利用のマナー」を遵守すること。
- (4) 緊急連絡は、担任に連絡をして学校の電話を使う。やむを得ず緊急連絡する場合は、担任の許可を得る。やむを得ず緊急連絡する場合は、保護者への連絡をいう。保護者は、学校の電話へ連絡する。
- (5) SNS等への書き込み違反（誹謗中傷・ネットいじめ）は、人権侵害につながる重大な問題であるため、厳しく指導する。
- (6) 課題考査・定期考査中は携帯を身に付けない。考査時に携帯電話を使用したり、身に付けたら、机上に置いたりした場合は、不正行為と見なされ、当該期間中の考査は零点となり、特別指導の対象となる。

6 手続き

- (1) 「携帯電話学校持込届」を提出する。
 - ア 携帯電話番号を記入する。本人確認、事故発生時の対応等のためであり、守秘義務は厳守する。
 - イ 規定、マナー遵守の誓約をする。
- (2) 携帯電話番号を変更した場合は、再度「携帯電話学校持込届」を提出する。

アルバイトに関する規定

1 アルバイトに関する本校の考え

高校生は学業を第一に考えなければならない。しかし、家庭の事情でやむを得ない場合には、職員会議の審議を経て特別アルバイトを許可することもある。また、就業体験による教育効果を勘案し、長期休業中のアルバイトも下記の規定を満たす場合に限り、許可している。

2 アルバイトに関する注意事項

- (1) 内規上に示す長期休業アルバイトとは、長期休業中（夏季・冬季・春季）に行うものとする。
- (2) 内規上に示す特別アルバイトとは、長期休業中以外の土・日曜日・祝日に限定されたものであり、家庭の事情等により必要な場合に職員会議の審議を経て認めるものとする。
- (3) 高校生は、学業が第一であることを念頭に置き、学業に支障のない範囲であること。
- (4) 家庭でアルバイトの必要性について十分話し合い、保護者の責任のもとで行うこと。
- (5) ただ単にアルバイトをするのではなく、教育的意義を体得すること。
- (6) 小遣いのためのアルバイトではなく、目的・お金の使途を明確にし、お金の重要性を学ぶ機会とする。アルバイト代金は、出来るだけ保護者に渡し、家計の一助にするか貯金すること。
- (7) 就業における言動については、薩摩中央高生としての自覚を持って行い、学校の品位を汚すことのないようにする。

3 アルバイト許可に関する規定

- (1) 直前の考査で欠点教科が3科目未満で、学校生活とアルバイトの両立ができること。
- (2) 高校生にふさわしい就業内容とする。（飲食店の酒類を扱う接客業務、危険な業務、娯楽場、宿泊を伴う場合は許可しない。）
- (3) 就業時間は、8時間以内とし、終了時刻は、19時（冬季は17時30分）までとする。また、就業場所は生徒本人の通学区域内とし、行き帰りの交通安全や健康面について十分注意する。
- (4) 届出・許可は所定の用紙（「アルバイト許可願（本人記入）」、「労働条件通知書（雇用者記入）」）で届け、許可を受ける。
- (5) 1年生については、夏季休業中から認める。それまでは原則として禁止する。
- (6) 特別アルバイトの許可は、単年度とし、前年度末に更新するものとする。
- (7) 長期休業アルバイトの許可は、単学期とし毎回申請をしていくものとする。
- (8) 無許可アルバイトが発覚した場合は、特別指導の対象となる。
- (9) 定期考査の1週間前からは特別アルバイトを停止する。
- (10) 特別アルバイト申請後に特別指導の対象になったり、成績・出席状況に問題が生じたりした場合、許可を取り消す。

※ 担任・係が、定期的に家庭及びアルバイト先と連携を図り、就業状況を確認・把握する。

4 特別アルバイトの更新手続きについて

- (1) 更新手続きは3月下旬までに完了する。
- (2) 手続きをする場合は、「アルバイト許可願」、「労働条件通知書」を係までに提出する。

交通指導に関する規定

1 自転車通学に関する規定

- (1) 自転車通学は、自宅から学校まで2km以上の場合に限り許可する。
- (2) 自宅からバス停まで自転車を利用する場合は距離の制限はしないが、駐輪場等の確保を条件とする。
- (3) 通学用自転車は普通型式のものとする。(荷かご・荷台のいずれか付いているもの) ステップ棒付きのものや、ドロップハンドル・アップハンドルのものは認めない。
- (4) 自転車通学生は、「自転車損害賠償責任保険等」に加入すること。
※自転車利用者の「自転車損害賠償責任保険等」への加入が、条例で義務づけられている。
- (5) 盗難防止や防犯意識を高める上から、二重ロック・防犯登録を励行する。
- (6) ヘルメットの着用に努める。(努力義務)

2 運転免許取得に関する規定

- (1) 運転免許取得のための受験は、原動機付自転車50ccに限り許可する。ただし、直前の考査で欠点科目が3科目未満とする。
- (2) 免許受験は次に定める期日に限り許可する。
 - ア 課外授業期間を除いた長期休業中
 - イ 高校入試時の自宅学習期間
(2年生から通学に利用する者に限り、1回だけ許可する。)
 - ウ 学校行事が土日祝日に行われた際の振替え休日
ただし、通学等やむを得ない事情があるときに限り、保護者の願い出により学校行事等に支障のない範囲で平常日1回だけ許可する。(平日受験は欠席扱い)
- (3) 「単車免許取得受験許可届」は交通係から受け取り、担任→生徒指導部→教頭→校長の順に許可を受ける。受験日1週間前までに交通係へ提出し、不合格の時は再度受験許可を得る(事前に試験場へ予約をする)。
- (4) 届け出をした場合でも、許可日以外の受験は無許可受験とみなし、指導の対象となる。
- (5) 免許取得受験をした者は、1週間以内に所定の報告書を提出し、合格者は免許証を提示すること。また、点検のために免許証の提示を求められた場合は応じること。

3 単車通学に関する規定

- (1) 1年生
1学期間は、原則単車通学を認めない。2学期以降は自宅から学校までの距離が4km以上30km未満の距離において、部活動生に限り単車通学を許可する。部活動を退部した場合は、単車通学許可を取り消す。
- (2) 2・3年生
自宅から学校までの距離が4km以上あり、保護者から申し立てのあった生徒は単車通学を許可する。

※前記により、単車通学が必要な生徒は、「単車通学許可願い」と「申立書(保護者記入)」を提出し、校長の許可を得る。

4 単車通学に関する注意事項

- (1) 通学用単車は50CC以下で、スクーター型・カブ型とし(スポーツタイプ型・またがり型の単車は認めない)、改造した単車の使用・通学は認めない。

- (2) 通学用単車には荷台をつけること。通学鞆または補助バッグを荷台にしっかり固定するか、背中に背負うこと。単車の足下には荷物を置いてはならない（事故を引き起こす可能性があるため）。
- (3) ヘルメットは白色で、模様やシールのついていないフルフェイス型とする。
- (4) 通学用単車は、自賠責保険に加入していなければならない。また、任意保険にも加入していることが望ましい。
- (5) 通学の許可された単車には、許可証プレートを指定する場所に貼付しなければならない。
- (6) 2人乗りや暴走行為などの危険な走行は禁止する。
- (7) 単車は校内の所定の場所に置き、校外や民家等に放置しない。
- (8) 校内では、単車から降り、所定の場所まで押して行く。
- (9) 登下校時以外は、特別な理由を除いて駐輪場に行かない。
- (10) 他人の単車を借用して運転しない。

[補足]

- ・安全面から学校までの距離が30km以上ある場合は単車通学を許可しない。
- ・遅刻を繰り返す生徒や、交通ルールを守らない生徒は単車通学許可を改善がみられるまで取り消す。
- ・単車通学生も定期券を購入すればスクールバスを利用できる。

5 自動車学校入校に関する規定

(1) 入校について

ア 入校手続き条件

- (ア) 年齢→18歳以上かつ3学年に在籍している者。（誕生日1ヶ月前の者を含む）
- (イ) 納入金→授業料・学級費等を完納している者。
- (ウ) 学習面・最新の考査で欠点が2科目以内の者。
 - a 農場当番を終了している者。〈A科〉
 - b 介護福祉士国家試験の受験後の者。〈W科〉
- (エ) 生活面→生徒指導上問題のない者。
- (オ) 進路面→進学者については進路が決定していること。ただし、国公立大学合格者は卒業考査終了後とする。
- (カ) 上記の条件を満たし、〈様式1〉の確認票で許可を得た者に限り入校を許可する。
- (キ) 原則として自動二輪の免許取得は許可しない。
- (ク) 上記に該当しない場合は、別途交通係会・職員会議で審議する。

イ 入校手続き許可日

第3学年2学期末考査最終日以降。但し、成績が判明後とする。

ウ 入校手続きの手順

- (ア) 校内の手続き
 - a 「自動車学校入校に係る条件確認票」により、許可を得る。
 - b 「誓約書」及び「自動車学校入校許可願」で許可を得る。
- (イ) 自動車学校への入校手続きは校内の手続きを完了させ、各自で行うものとする。

(2) 教習について

ア 教習時の遵守事項

- (ア) あくまでも本校の授業や行事等が優先である。万一違反した場合は指導を終えるまで教習を中止する。
- (イ) あいさつ・返事は、はっきりとし、いつでも本校生としての自覚を忘れないこと。
- (ウ) 本校発行の許可証は、常時携帯すること。

(エ) 教習中は、制服を着用すること。(女子は実技教習時には、ジャージを着用すること。)

イ 教習を許可する日

(ア) 入校が許可された日から卒業考査1週間前まで

(イ) 卒業考査終了後。ただし、卒業考査で欠点のある者はその教科・科目の事後指導を終えるまでは中止。

ウ 教習時間

(ア) 授業日及び課外日(受講者のみ)は、放課後(特別な活動がある場合は、終了後)から自動車学校の高校生最終時刻(19:30)までとする。

(イ) 自宅学習期間は、出校日及び学校行事等で登校を要する場合はその時間が終了してから自動車学校の高校生最終時刻(19:30)までとする。

(3) 免許受験

卒業式の翌日以降とする。卒業式以前に卒業検定に合格した者の卒業証明書は、卒業式当日まで自動車学校に預ける。